帮 公 泄 汨 二 金曜日 Ш 26 平成 28 年 2 月

○道路の区域の変更

	E	1		次								
	告	示	(第12	5号 – 第	166号))						
○道路	の区域の	変更							(道路	維持課	 	···· 2
○保安	林予定森	林に	関する	農林水產	全大臣:	からの	通知	(農L	山漁村	振興課)	 	2
○保安	林予定森	林に	関する	農林水產	全大臣:	からの	通知	(農L	山漁村	振興課)	 	···· 2
○保安	林予定森	林に	関する	農林水產	全大臣:	からの	通知	(農L	山漁村	振興課)	 	3
○保安	林予定森	林に	関する	農林水產	全大臣:	からの	通知	(農L	山漁村	振興課)	 	3
○保安	林予定森	林に	関する	農林水產	全大臣:	からの	通知	(農山	山漁村	振興課)	 	4
○保安	予定森林	の所	在場所	等				(農L	山漁村	振興課)	 •••••	4
○保安	林の所在	場所	等					(農L	山漁村	振興課)	 •••••	5
○特定	計量器の	定期相	検査の	実施					(計量	検定所	 	5
○特定	計量器の	定期相	検査の	実施					(計量	検定所)	 	6
○特定	計量器の	定期相	検査の	実施					(計量	検定所)	 	7
○特定	計量器の	定期相	検査の	実施					(計量	検定所)	 	8
○道路	の区域の	変更							(道路	維持課	 •••••	9
○道路	の供用の	開始							(道路	維持課	 •••••	9
○道路	の区域の	変更							(道路	維持課	 •••••	9
○道路	の供用の	開始							(道路	維持課	 •••••	10
○道路	の区域の	変更							(道路	維持課	 •••••	10
○道路	の供用の	開始							(道路	維持課	 •••••	1(
○道路	の区域の	変更							(道路	維持課	 •••••	10
○道路	の供用の	開始							(道路	維持課	 	1

\neg	○道路の供用の開始	(道路維持課)11
平成28年2月26日	○道路の供用の開始	(道路維持課)11
第 3 7 7 1 号	○道路の区域の変更	(道路維持課)12
	○道路の区域の変更	(道路維持課)12
	○道路の供用の開始	(道路維持課)12
	○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)12
	○道路の区域の変更	(道路維持課)13
	○道路の区域の変更	(道路維持課)13
(道路維持課)2	○道路の供用の開始	(道路維持課)13
是山漁村振興課)2	○建築士法の規定により知事が定める受験資格の一部	『改正(建築指導課)14
是山漁村振興課)2	○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)14
是山漁村振興課)3	○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)14
是山漁村振興課)3	○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)15
4山漁村振興課)4	○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)15
是山漁村振興課)4	○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)16
是山漁村振興課)5	○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)16
(計量検定所)5	○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の)変更
(計量検定所)6		(保護・援護課)16
(計量検定所)7	○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)17
(計量検定所)8	○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)17
(道路維持課)9	○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)18
(道路維持課)9	○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)18
(道路維持課)9	公告	
(道路維持課)10	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)18
(道路維持課)10	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)19
(道路維持課)10	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)19
(道路維持課)10	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)19
(道路維持課)11	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)19
(道路維持課)11	○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)20

定期発行日 毎週火金曜日 (発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7 (作成) 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目6番1

(電話 092-643-3028) (電話 092-431-4061)

福岡県 総務部行政経営企画課株式会社ドミックスコーポレーション

导导

2	○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)21
шь	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等
, 1号		(中小企業振興課)24
7.7	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等
第3		(中小企業振興課)24
	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等
		(中小企業振興課)24
	○平成28年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)25
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)26
	○落札者等の公示	(総務事務センター)26
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)28
쁖	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)28
ধ	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)28
17	公安委員会	
빤	○口頭により開示請求を行うことができる個人情報	及び開示の方法の
沮	一部改正	(警察本部警務課)28
Inter	告示	
牌		
	福岡里生示第125号	

福岡県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	筑 紫 野 インター ^線	前	筑紫野市湯町一丁目486 番1先から 筑紫野市湯町一丁目4番 3先まで	8.2 ~ 13.8	97.0

後	筑紫野市湯町一丁目486 番1先から 筑紫野市湯町一丁目4番 3先まで	8.2 ~ 18.6	97.0
---	--	------------------	------

福岡県告示第126号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字柏木浦9348、9351の2、9351の5、9352、9392の2、9393、94 00

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏木浦9348・9351の2・9351の5・9352・9392の2・9393・9400(以上7筆 について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第127号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字ヤビツ4780の1、4781、4784の2、4787、4788、字七ツ矢4878の1 、4878の2、4879から4881まで

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤビツ4781、4780の1・4784の2・4787・4788(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字七ツ矢4879、4880、4878の2・4881(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第128号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所 筑紫野市大字天山255、256
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 255・256 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第129号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 田川市大字猪国2306から2308まで、2300・2302(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ς.

么

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

2300、2302、2306から2308まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字小スダ2876の1、2877の1、2947、2955の1、2956、字小峯2973、2970・2974(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字高峯3063の1(次の図に示す部分に限る。)、字東頭割8778の1、8779の1、8780

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字小スダ2876の1・2877の1・2947・2955の1・2956 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字小峯2970、2974、2973 (次の図に示す部分に限る。

)、字高峯3063の1、字東頭割8778の1・8779の1・8780(以上3筆について次

の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第131号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

- 1 保安林予定森林の所在場所 糸島市二丈吉井字大山口797の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字大山口797の2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第132号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告 示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の42

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第133号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年2月26日

- 1 実施機関
 - 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の	28年4月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市矢部体育館	
非自動はかり(ウに掲げる	28年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	28年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
45 6 7 5 JV.E.	28年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市星野行政福祉セ ンター	
	28年4月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市農業活性化セン ター	ñ +=
	28年4月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	八女市
	28年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	28年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりな す八女」	
	28年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりな す八女」	
	28年4月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりな す八女」	
	28年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	広川町産業展示会館	広川町
	28年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
	28年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市中央公民館(サンコア)	筑後市
	28年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市中央公民館(サンコア)	
	28年4月23日から28年6月22日まで		検査については、八女市 検市と協議の上、指示す	八女市 広川町 筑後市

イ ひょう量が 300kgを超え る非自動はか り(ウに掲げ るものを解り びおもりの検 査	28年4月23日から 28年6月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。	八女市 広川町 筑後市
ウ ばね式指示 はかり又はかりで 目量のを超え るもの、1及 のはかりなび 2級のはかり で目量のを超え 2,000を超え るものの検査	28年4月23日から 28年6月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。	八女市 広川町 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	28年4月23日から		食査については、検査を 者と協議の上、指示する	八女市 広川町 筑後市

福岡県告示第134号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

- 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	28年4月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	福吉公民館	NAL-W
	28年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	福吉公民館	
	28年4月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	福吉公民館	
	28年5月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	可也公民館	
	28年5月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	可也公民館	
	28年5月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	可也公民館	糸島市
	28年5月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	永島 市
	28年5月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	28年5月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	28年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	28年5月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	28年5月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	28年5月21日から 28年7月20日まで	左欄の間に行うたと協議の上、指元	食査については、糸島市 示する。	糸島市
イ ひょう量が 300kgを超え る非自動はか り(ウに掲げ るものを除く	28年5月21日から 28年7月20日まで		食査については、検査を 者と協議の上、指示する	糸島市

逛

金曜日
Ш
26
皿
$^{\circ}$
弁
28
平成
1-1

				_
。)、分銅及 びおもりの検 査				
ウ ばね式指示 はかり又はかりで 目量の数 6,000を超え るもの、1 及 のはかりな 2,000を超 2,000を超え るものの検査	28年5月21日から 28年7月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。	糸島市	

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	28年5月21日から 28年8月20日まで		食査については、検査を 者と協議の上、指示する	糸島市

福岡県告示第135号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年2月26日

- 1 実施機関
 - 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域	
ア ひょう量が 300kg以下の	28年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川町保健センター	那珂川町	
非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。	28年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川町保健センター	ال الحدالا	
いを除く。)、分銅及びおもりの検査	28年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館	春日市	
	28年6月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館	春日川 	
	28年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	依在比公田 区→	
	28年6月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	筑紫野市	
	00/F C 115 II	10:00~12:00	太宰府市役所		
	28年6月15日	13:00~15:00	太宰府市馬場公民館	太宰府市	
	28年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所		
	28年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市北コミュニテ ィセンター	I mz i N-l-	
	28年6月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市南コミュニテ イセンター	大野城市	
	28年6月23日から 28年8月22日まで		食査については、那珂川 紫野市、太宰府市及び大 上、指示する。	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市	
イ ひょう量が 300kgを超え る非自動はか り(ウに掲げ るものを除く 。)、分銅及 びおもりの検 査	28年6月23日から 28年8月22日まで		検査については、検査を 者と協議の上、指示する	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市	

(

I	1
-	-
1	,
1	,

\vdash	ı	
\sim	ı	
\sim	ı	
\Im	ı	
JnD		

么

账 汨 価

金曜 Ш

1 実施機関 26 皿

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

 ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査
--

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受 検できない非自 動はかり、分銅 及びおもりの検 査	28年6月23日から 28年9月22日まで		食査については、検査を 者と協議の上、指示する	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

福岡県告示第136号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

ア ひょう量が 10:00~12:00 28年6月23日 道の駅「しんよしとみ」 13:00~15:00 300kg以下の 非自動はかり $10:00\sim12:00$ 28年6月24日 上毛町役場大平支所 上毛町 (ウに掲げる $13:00\sim15:00$ ものを除く。 $10:00\sim 12:00$)、分銅及び 28年6月27日 上毛町役場大平支所 $13:00\sim15:00$ おもりの検査 $10:00\sim12:00$ 吉富町体育館 吉富町 28年6月28日 $13:00\sim15:00$ 10:00~12:00 豊前市角田公民館 28年7月5日 13:00~15:00 | 豊前市合河公民館 10:00~12:00 | 豊築漁業協同組合 28年7月6日 豊前市 13:00~15:00 | 豊前市三毛門公民館 $10:00\sim12:00$ 豊前市役所 28年7月7日 $13:00\sim15:00$ $10:00\sim12:00$ 28年7月8日 豊前市役所 $13:00\sim15:00$ 10:00~12:00 | 築上町上城井公民館 28年7月13日 築上町 10:00~12:00 28年7月14日 築上町中央公民館 $13:00\sim15:00$ 10:00~12:00 | 築上町コミュニティセ 28年7月15日

13:00~15:00 ンター (ソピア)

、指示する。

28年7月16日から

28年9月15日まで

28年7月16日から

28年9月15日まで

イ ひょう量が

300kgを超え

る非自動はか

り(ウに掲げ

るものを除く

左欄の間に行う検査については、上毛町

、吉富町、豊前市及び築上町と協議の上

左欄の間に行う検査については、検査を

受けようとする者と協議の上、指示する

上毛町

吉富町

豊前市

築上町

上毛町

吉富町

豊前市

築上町

		2
	(
	1	
	ļ	_
•	Ľ	_
	ŀ	-

。)、分銅及 びおもりの検 査 ウ ばね式指示 はかり又は電 気式はかりで			
目量の数が 6,000を超え るもの、1級 のはかり及び 2級のはかり で目量の数が 2,000を超え るものの検査	28年7月16日から 28年9月15日まで	左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	28年7月16日から 28年10月15日まで		食査については、検査を 者と協議の上、指示する	上毛町 吉前市 豊川町

福岡県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整位 事務所名	道路の 種 類	路	線	名	変 更 前後別	X	間		幅 (メー	員 トル)	延 (メー	長 トル)
--------------	---------	---	---	---	---------	---	---	--	-------	----------	----------	----------

八女	県道	吹春線	前	八女市黒木町土窪915番 1先から 八女市黒木町土窪912番 1先まで	5.4 ~ 9.2	17.0
	· 宗坦	本分標	後	八女市黒木町土窪915番 1先から 八女市黒木町土窪912番 1先まで	5.4 ~ 9.8	17.0

福岡県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路	線	名	供 用 開 始 の 区 間
八女	吹本	春分	線	八女市黒木町土窪915番 1 先から 八女市黒木町土窪912番 1 先まで

福岡県告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

県土整備 事務所名	道路の 種 類 路	線 名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	--------------	-----	---------	---	---	------------	------------

ñ tr	旧光	後川内。	前 2 先から 八女市黒木町笠原973 6 先まで	八女市黒木町笠原9737番	5.6 ~ 16.6	82.0
八 女	県道 	黒木	後	八女市黒木町笠原9737番 2先から 八女市黒木町笠原9737番 6先まで	6.0 ~ 20.0	82.0

福岡県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土 事務所	整備 行名	路	線	名	供用開始の区間
八女	ς	後黒	川内	線	八女市黒木町笠原9737番 2 先から 八女市黒木町笠原9737番 6 先まで

福岡県告示第141号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類 路	線名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	--------------	----	--------	---	---	------------	------------

八女	県道	後川内線	前	八女市黒木町笠原3767番 1 先から 八女市黒木町笠原3769番 2 先まで	5.4 ~ 6.7	26.0
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	黒木	後	八女市黒木町笠原3767番 1先から 八女市黒木町笠原3769番 2先まで	16.7 ~ 21.2	26.0

福岡県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八女	後川内 線 黒 木	八女市黒木町笠原3767番 1 先から 八女市黒木町笠原3769番 2 先まで

福岡県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

県土整備 事務所名	道路の 種 類 路	線名	変 更 前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
--------------	--------------	----	------------	---	---	---------------	---------------	--

11 de 15 %	県道	田主丸線	前	八女市上陽町上横山2901 番2先から 八女市上陽町上横山2901 番1先まで	8.2 ~ 9.6	27.0
八女		黒木線	後	八女市上陽町上横山2901 番2先から 八女市上陽町上横山2901 番1先まで	8.3 ~ 10.8	27.0

福岡県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八女	田主丸 線 黒 木	八女市上陽町上横山2901番 2 先から 八女市上陽町上横山2901番 1 先まで

福岡県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類 路	線名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	--------------	----	--------	---	---	------------	------------

\$F	飯塚県	県道	筑紫野 始	前	飯塚市山口1161番22先から 飯塚市山口1122番1先ま で	8.0 ~ 112.0	1,100.0
以	水	宗 坦	筑穂	後	飯塚市山口1161番10先から 飯塚市山口1122番1先ま で	7.3 ~ 112.0	1,100.0

福岡県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
飯塚	筑紫野 筑 穂	飯塚市山口1161番10先から 飯塚市山口1087番24先まで

福岡県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名 路線 名	
-------------------	--

供用開始の区間

価

直 方線 直方市大字頓野1915番1先から 直 方 直方市大字頓野1909番1先まで

福岡県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線	名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一般			前	柳川市三橋町下百町40番 4先から 柳川市三橋町蒲船津362 番1先まで	15.0 ~ 34.2	440.0
南筑後	国道	443号		後	柳川市三橋町下百町40番 4先から 柳川市三橋町蒲船津362 番1先まで	15.0 ~ 34.2	440.0

福岡県告示第149号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 路 薄	線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	---------	----	---------	---	---	------------	------------

			前	朝倉市馬田364番2先から ら 三井郡大刀洗町大字本郷 3370番5先まで	7.2 ~ 38.0	2,737.5
朝倉	一般	322号	前	朝倉市馬田364番2先から ら 三井郡大刀洗町大字本郷 3370番5先まで	15.0 ~ 54.0	3,146.0
初名	国道	道 322.9	後	朝倉市馬田364番2先から ら 三井郡大刀洗町大字本郷 3370番5先まで	5.8 ~ 38.0	2,737.5
			後	朝倉市馬田364番2先から 三井郡大刀洗町大字本郷 3370番5先まで	15.0 ~ 54.0	3,146.0

福岡県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成28年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	322号	朝倉市馬田364番 2 先から 朝倉市下浦35番 1 先まで

福岡県告示第151号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施 業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

皿

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月4日農林水産省告示第1351号(1に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	旧,关	行	橋站	前	行橋市西宮市三丁目105番1先から 行橋市西宮市三丁目104番1先まで	14.0 ~ 16.0	57.0
京築	県道	添	田	後	行橋市西宮市三丁目105 番1先から 行橋市西宮市三丁目104 番1先まで	16.0 ~ 16.0	57.0

福岡県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
±11 A	一般		前	朝倉市甘木1665番1先から 朝倉市甘木1671番1先ま で	12.0 ~ 13.0	47.5
朝 倉	国道	322号	後	朝倉市甘木1665番1先から 朝倉市甘木1671番1先ま で	12.0 ~ 26.5	47.5

福岡県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成28年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成28年2月26日

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号	朝倉市甘木1665番 1 先から 朝倉市甘木1671番 1 先まで

K

価

福岡県告示第155号

建築士法の規定により知事が定める受験資格(平成21年1月福岡県告示第169号)の 一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

第1号から第3号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

第4号中「建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18」を「建築士法 第2条第5項 | に改める。

別表2及び別表3中「学校教育法による中等学校」を「学校教育法による中学校又は 義務教育学校」に改める。

福岡県告示第156号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成24年12月21 日福岡県告示第2116号北九州都市計画道路事業3・5・154号香月線及び3・3・30号 香月直方線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条 第1項の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成23年3月25日から平成33年3月31日まで

- 2 事業地
- (1) 収用の部分

平成24年12月21日福岡県告示第2116号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成24年12月21日福岡県告示第2116号の事業地に同じ

福岡県告示第157号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年 法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のよう に告示する。

平成28年2月26日

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生380	医療法人 秋山クリニック	糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目17- 1	H28 · 1 · 1
糸島地生 107	筒井内科医院	糸島市波多江駅北一丁目8-16	H28 · 1 · 1
八女生141	古川脳神経外科医院	八女市馬場603	H28 · 1 · 1
八女生140	まえだ耳鼻咽喉科クリニ ック	八女市稲富136-1	H28 · 1 · 1
う生42	医療法人永楽堂西見医院	うきは市吉井町富永911 – 4	H28 · 1 · 1
粕生歯59	おがわ歯科	糟屋郡新宮町大字三代831-4	H28 · 2 · 1
宰生薬47	ファミリー歯科クリニッ ク太宰府	太宰府市向佐野二丁目13-24	H28 · 1 · 1
大野生歯 132	サン・スマイル歯科	大野城市東大利二丁目2-6	H28 · 1 · 1
春生歯93	田中歯科医院	春日市宝町四丁目21-1	H28 · 1 · 4
田川生歯 126	永冨歯科クリニック	田川郡福智町神崎871 – 4	H28 · 2 · 1
直生歯85	いしい歯科クリニック	直方市殿町945-5 2F	H28 · 2 · 1
飯生歯162	医療法人 英歯会 穗波 ひまわり歯科小児歯科医 院	飯塚市枝國長浦666-48	H28 · 1 · 1
大生薬189	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776 - 2	H27 · 12 · 1
田川生薬 56	ひばり薬局	田川郡糸田町3800-8	H28 · 1 · 1

汨

価

 \square 26 平成28年2月

宗遠生薬7	梅ノ木調剤薬局	遠賀郡水巻通樋口2-23	H28 · 1 · 1
行生薬78	かわかみ薬局行橋厚生 病院前店	行橋市大字大野井619-6	H28 · 1 · 1
春生訪6	訪問看護ステーション 光	春日市春日二丁目27	H27 · 12 · 1

福岡県告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので 、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含 む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春生140	医療法人 七雄会 ひらの 耳鼻咽喉科ク リニック	春日市惣利一丁目82-2	春日市惣利一丁目14	H27 · 11 · 30
粕生薬15 9	あおい薬局	糟屋郡宇美町大字宇美 4-1-3丸和メディ カルビル3F	糟屋郡宇美町大字宇美 4-1-3丸和メディ カルビル2F	H27 · 12 · 1
う生薬31	オメガ薬局 吉井店	うきは市吉井町千年74 - 1	うきは市吉井町千年74 - 7	H27 · 10 · 2
大生薬13 4	つばき薬局	大牟田市西浜田町 6 - 11	大牟田市新地町5-31	H27 · 11 · 2
飯生訪16	訪問看護ステ ーションすま いる	飯塚市横田721 – 3 サンフィレッチェ横田119	飯塚市南尾54	H28 · 1 · 1

福岡県告示第159号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保 護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の 規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生364	秋山クリニック	糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目17番 1号	H27 · 12 · 31
宰生16	田中内科医院	太宰府市高雄五丁目1-6	H27 · 12 · 31
八女生133	古川脳神経外科医院	八女市馬場603番	H27 · 12 · 31
八女生138	まえだ耳鼻咽喉科クリニ ック	八女市稲富136-1	H27 · 12 · 31
う生27	西見医院	うきは市吉井町富永911 - 4	H27 · 12 · 31
大生431	大牟田ゆめタウンアイク リニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆ めタウン大牟田2F	H28 · 1 · 10
糸島地生 75	筒井内科医院	糸島市波多江駅北一丁目8-16	H27 · 12 · 31
大野生歯 125	サン・スマイル歯科	大野城市東大利二丁目2-6	H27 · 12 · 31
春生歯36	田中歯科医院	春日市宝町四丁目21-1	H28 · 1 · 3
福岡生歯 62	佐伯歯科医院	筑紫郡那珂川町片縄三丁目4	H27 · 10 · 29
飯生歯143	医療法人宝歯会穂波ひま わり歯科医院	飯塚市枝国長浦660-48	H27 · 12 · 31
筑紫生薬 81	裕生堂薬局 福大筑紫病 院前店	筑紫野市針摺西二丁目 3-10	H27 · 11 · 30
大生薬188	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776 - 2	H27 · 11 · 30
田川生薬 15	宮崎調剤薬局	田川郡糸田町3800-8	H27 · 12 · 31

遠生薬43	梅ノ木調剤薬局	遠賀郡水巻町樋口2番23号	H27 · 12 · 31
遠生薬64	有限会社 安部薬局 ル ミエール店	遠賀郡水巻町立屋敷一丁目15番 56号	H27 · 12 · 31

福岡県告示第160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
大生歯125	山下歯科クリニック	大牟田市正山町120-3	H28 · 1 · 1

福岡県告示第161号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	所 在 地	指定年月日
行生マ7	高橋 さゆり (たいよう マッサージ)	行橋市南泉二丁目13-12	H28 · 1 · 1

嘉鞍生マ	石井 香(石井施術所)	鞍手郡鞍手町大字中山2243-15	H27 · 12 · 4
直生柔40	高倉 大宗(整骨院 長生庵)	直方市新知町 6-48	H28 · 1 · 19
田生柔54	緒方 啓亮 (日の出整骨 院)	田川市中央町 6 - 51	H27 · 11 · 27
筑紫生柔 68	藤光 謙太(杏整骨院 二日市)	筑紫野市二日市中央四丁目11- 1-2F	H27 · 8 · 1
春生柔51	倉津 勇樹 (ねこまる整 骨院)	春日市春日原東町二丁目12 - 2 立花ビルA	H27 · 12 · 15
春生柔52	藤田 東志 (整骨院 ふじた)	春日市小倉二丁目 2 小倉不動 産店舗 A 号室	H27 · 12 · 15
宰生柔43	藤田 樹哉 (五条いきい き整骨院)	太宰府市五条四丁目3-38	H27 · 11 · 1
古生柔32	三島 二寿(大久保整骨院)	古賀市花見南二丁目18-15	H28 · 1 · 2
福津生柔 37	吉村 聡介(東福間整骨院)	福津市若木台一丁目19-1コー ポラス東福間	H28 · 2 · 1
う生柔7	山本 雄三 (まんまる整 骨院)	うきは市吉井町千年139 – 4	H28 · 2 · 1
筑紫地生 柔31	吉武 宏記(むさし鍼灸 整骨院 王塚台)	筑紫郡那珂川町王塚台一丁目16 - 1	H28 · 1 · 7
粕生柔130	藤田 清成 (プラザ整骨 院)	糟屋郡新宮町美咲三丁目1-1 新宮プラザ1F	H28 · 2 · 1
京生柔35	前田 康成(整骨院 長 生庵)	京都郡苅田町富久町一丁目 5 - 10	H28 · 1 · 5

福岡県告示第162号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施 術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項に

汨

皿

平成28年2月26

おいてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。 平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名	称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大川生柔	せき整	骨院	大川市大字向島1844 - 3	大川市大字向島1844 - 5	H28 · 1 · 19

福岡県告示第163号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生柔30	前田 康成(整骨院 長 生庵)	直方市新知町 6-48	H28 · 1 · 5
田生柔51	高倉 大宗(長生庵)	田川市大字伊田1741-11KMビル1階	H28 · 1 · 5
筑紫生柔 55	片江 晃貴(杏整骨院 二日市)	筑紫野市二日市中央四丁目11- 1-2F	H27 · 1 · 24
像生柔44	白石 祐太 (たく鍼灸整 骨院)	宗像市田久724-1	H27 · 12 · 19
宰生柔40	宮崎 誠士 (五条いきい き整骨院)	太宰府市五条四丁目3-38	H27 · 11 · 1
古生柔1	大久保整骨院	古賀市花見南二丁目18-15	H27 · 12 · 31
古生柔32	三島 二寿(大久保整骨院)	古賀市花見南二丁目18-15	H28 · 1 · 31
	'	•	

福津生柔 35	塚田 千春(東福間整骨 院)	福津市若木台一丁目19-1コー ポラス東福間	H28 · 1 · 31
粕生柔109	犬塚 亜由美(新宮中央 整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5 - 11	H27 · 12 · 16
京生柔32	佐藤 祐也(整骨院 長 生庵)	京都郡苅田町富久町一丁目 5 - 10	H27 · 12 · 1

福岡県告示第164号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
朝倉介歯37	なるみ歯科クリニ ック	朝倉市一木688-4	H27 · 12 · 1	居管・予居管
飯介歯162	医療法人 英歯会 穂波ひまわり歯科 小児歯科医院	飯塚市枝国長浦660-48	H28 · 1 · 1	居管・予居管
大生薬189	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷 2776-2	H27 · 12 · 1	居管・予居管
大川居50	グループホーム こすもす苑	大川市大字大野島字笹の下 855	H28 · 1 · 26	認共・予認共
筑紫居107	グループホーム おもやい	筑紫野市大字西小田991- 1	H28 · 2 · 1	認共・予認共
像居109	デイサービスセン ターゆう	宗像市稲元5-2-2	H27 · 11 · 1	認通・予認通
田介185	ひだまりクリニッ ク	田川市大字糒824-20	H27 · 8 · 21	訪看・訪リ・ 居管・予訪看 ・予訪リ・予

				居管
宗遠介14	芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	H27 · 4 · 1	訪看・訪リ・ 居管・短療・ 療養・予訪看 ・予訪リ・予 居管・予短療
筑紫居18	縁側デイサービス	筑紫野市大字筑紫117-124	H18 · 4 · 1	通介・予通介

福岡県告示第165号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条 の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法|という。)第14条 第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機 関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項にお いてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名	称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大居20	中友診	療所	大牟田市西浜田町15-3	大牟田市新知町6-1	H27 · 11 · 1
う介薬31	オメガ 井店	薬局吉	うきは市吉井町千年74 - 1	うきは市吉井町千年74 - 7	H27 · 10 · 2
大介薬13 4	つばき	薬局	大牟田市西浜田町 6 - 11	大牟田市新地町5-31	H27 · 11 · 2
飯居372		護ステ ンすま	飯塚市横田721 – 3 サン フレッチェ横田119	飯塚市南尾54	H28 · 1 · 1
粕居52	和居52 センターぬく		糟屋郡粕屋町大字仲原 2108-8	糟屋郡粕屋町大字原町 2-2-2	H27 · 7 · 1

福岡県告示第166号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条 の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条 第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定介護機 関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項にお いてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
中居24	デイサービスサイカ	中間市池田一丁目21-5	H28 · 1 · 31

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯介歯143	医療法人宝歯会穂波ひま わり歯科医院	飯塚市枝国長浦666-48 イオン 穂波店1階	H27 · 12 · 31
大介薬188	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776- 2	H27 · 11 · 30
春居78	エルスリー春日天神山	春日市天神山二丁目66	H27 · 12 · 1
春居94	通所介護事業所エルスリ ー春日須玖南	春日市春日須玖南一丁目131番地	H27 · 12 · 1
春居102	訪問介護事業所エルスリ ー春日須玖南	春日市春日須玖南一丁目131	H27 · 12 · 1

告 公

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

公

0

1 開発区域に含まれる地域の名称 みやま市高田町濃施字向田128番1、128番3から128番7まで及び128番9から128

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市高田町濃施231-2

三和不動産

番13まで

伊東 和徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字原2889番4、2911番3、2912番4、2913番2、2937番2、2938番4、2940番、2940番2及び2940番3並びに字会田3032番2、3034番1、3034番3、3038番1及び3038番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

長崎県諫早市津久葉町6-9

九州福山通運株式会社

代表取締役 池田 敦美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字津島字南石伏347番、348番、349番、350番、351番、352番、353番、354

番、355番、356番、358番5、363番3、380番4、380番5及び380番8並びに字九反 坪757番1から757番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区地行浜二丁目2番2号

福岡ソフトバンクホークス株式会社

代表取締役社長 後藤 芳光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡篠栗町大字乙犬字小林151番2及び151番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字乙犬150

長澤 保典

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字内山字中堂83番1から83番5まで、86番、88番1から88番4まで、89番2、90番、91番及び92番1から92番6まで、字南谷93番1、94番1、95番1から95番3まで、100番1から100番3まで、101番1、102番1から102番3まで、103番1、106番1及び106番2並びに字野田437番5、440番1及び440番5、大字太宰府字冷林305番1の一部並びに大字内山1352番の一部、1421番の一部、1567番の一部、1568番

中

 \sim

么

皿

- 、1623番及び1624番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目23番20号

学校法人麻牛教育学園

理事長 麻牛 隆史

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

平成28年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・警察官被服購入(男警用夏服上衣ほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男警用冬服上衣ほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男警用合服上衣ほか)に係る単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれか に該当する者 (特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった 後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理 人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員 という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの (それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む

- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個 人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記 されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状 (様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し、(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業 年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31 日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属 する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報 告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票

様式第4号)

- ク 営業概要表 (様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- シ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒 (392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手すること ができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年3月16日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 29年9月末日までとする。 (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名
 - ア 警察官被服購入(男警用夏服上衣ほか)に係る単価契約
 - イ 警察官被服購入(男警用冬服上衣ほか)に係る単価契約
 - ウ 警察官被服購入(男警用合服上衣ほか)に係る単価契約
- (2) 調達物品及び数量 入札説明書による。
- (3) 納入期限

契約締結日から平成29年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき 定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争 入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」に定める 資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。 ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成28年4月6日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA, A
12	01	百貨	AA, A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

- 6 契約条項を示す場所
 - 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成28年2月26日(金)から平成28年4月5日(火)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成28年4月6日(水)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

- (2) 日時
 - ア 平成28年4月7日 (木) 午前10時00分
 - イ 平成28年4月7日(木)午前10時30分
 - ウ 平成28年4月7日(木)午前11時00分
- 11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

各見積単価(8%税込み)に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保(銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(8%税込み)に各調達物 品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とし、保険契約は定額補償方式に限る。

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- ウ保証金の提出時期は入札書提出時とする。
- (2) 契約保証金

各契約単価(8%税込み)に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保(銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(8%税込み)に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合
- ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書の積算が誤った入札
- (9) 入札目の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

23

账

の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece contracts that are going to be bid for
 - 7 Summer shirts, part of uniform, for police officers
 - 1 Winter coats and the other items for police officers
 - ウ Spring/autumn coats and the other items for police officers
- (2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2017
- (3) Time Limit of Tender: 5:45 PM on April 6.2016
- (4) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku,Fukuoka City, 812-8576, Japan

TEL 092-641-4141 (Ext.2590)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ダイレックス春日店
- (2) 所在地 春日市昇町七丁目65番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ダイレックス朝倉店
- (2) 所在地 朝倉市須川2511番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月26日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ダイレックス甘木店
- (2) 所在地 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

26

公告

平成28年二級建築十試験及び木造建築十試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の6第1項の 規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築 技術教育普及センターに行わせる。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

二級建築士試験にあっては平成28年7月2日現在、木造建築士試験にあっては平成 28年7月23日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号) に よる専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し た者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅 令第36号)による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を 修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を3年以上有するもの
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格(平成21年1月福岡県告示第169号) により受験資格を認められた者
- (4) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

- (1) 方法
 - ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。
 - イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成26年及び平成27年の 学科の試験の合格者に限り受けることができる(他の都道府県知事が行った二級 建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。)。
 - ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。
- (2) 日時及び場所

ア 二級建築十試験

試験の区分	日 時	場所
学科の試験	平成28年7月3日(日曜日) 午前10時00分~午後5時10分	福岡市東区松香台二丁目 3-1 九州産業大学
3L-2L#1107 A 3-4 K6	平成28年9月11日(日曜日)	福岡市博多区博多駅前二 丁目9-28 福岡商工会議所
設計製図の試験	午前11時00分~午後4時00分	福岡市博多区博多駅南一 丁目8-31 九州ビル

イ 木造建築士試験

試験の区分	日時	場所
学科の試験	平成28年7月24日(日曜日) 午前10時00分~午後5時10分	福岡市早良区西新三丁目 12-14 西南学院大学
設計製図の試験	平成28年10月9日(日曜日) 午前11時00分~午後4時00分	福岡市東区松香台二丁目 3-1 九州産業大学

3 受験の申込手続

- (1) 受付場所における受験申込み
 - ア 受験申込書は、ウの受付場所に直接提出すること。
 - イ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により 、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けな かった場合でも返還しない。
 - ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成28年4月7日 (木曜日) ~ 4月11日 (月曜日)	午前10時00分~午後5時00分	福岡市博多区博多駅東三 丁目14-18 福岡建設会館702会議室

(2) インターネットによる受験申込み

- ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験 又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情 報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。
- イ 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.or. ip/)において必要な事項を入力し申し込むこと。
- ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジット カード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は 、試験を受けなかった場合でも返還しない。
- エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
平成28年3月22日(火曜日)~3月29日(火曜日)	受付開始日の午前10時00分~ 受付終了日の午後4時00分

- (3) 郵送による受験申込み
 - ア 郵送による受験申込みについては、次の①又は②に該当する者に限り行うこと ができる。
 - ① 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験票又は合否の通知書が貼付されているもの
 - ② 離島その他遠隔地で直接申込書を持参できない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付しているもの
 - イ 受験申込書は、エの送付先に簡易書留郵便で送付すること。
 - ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により 、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けな かった場合でも返還しない。
 - エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送 付 先
平成28年3月14日(月曜日)~3月29日(火曜日)	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾 井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及セン ター本部

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成28年8月23日(火曜日)頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月6日(火曜日)頃、最終合格者の氏名は同年12月1日(木曜日)頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(福岡市博多区博多駅東二丁目9-1)及び公益社団法人福岡県建築士会(福岡市博多区博多駅東三丁目14-18)の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話03-6261-3310)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は公益社団法人福岡県建築士会(電話092-441-1867)に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市二夕字小跡1118番3及び1118番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 小郡市大崎800番地5サニーハイツA-102号 ベアウォルト 祐子

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年2月26日

- 1 落札に係る契約事項の名称 複写サービスに係る単価契約 (知事・教育)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日 平成28年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所、落札金額

	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウン ト)当たりの単 価、税抜き)
(1)	本庁・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.47 円 0.47 円 0.47 円 0.47 円 0.47 円
(2)	福岡地区・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.69 円 0.69 円 0.69 円 0.69 円 0.69 円
(3)	北九州地区・モノクロ	A B C D	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.72 円 0.72 円 0.72 円 0.72 円
(4)	筑豊地区・モ ノクロ	A B C D	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前一丁目 6番16号	0.90 円 0.90 円 0.90 円 0.90 円

(5)	筑後地区・モ ノクロ	A B C D E	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前一丁目 6番16号	0.88 円 0.88 円 0.88 円 0.88 円 0.88 円
(6)	本庁・カラー	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.40 円 3.00 円
(7)	本庁・カラー 2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.37 円 2.77 円
(8)	本庁・カラー	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.30 円 3.00 円
(9)	福岡地区・カ ラー 1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	1.79 円 6.40 円
(10)	福岡地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.37 円 3.87 円
(11)	福岡地区・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前一丁目 6番16号	0.35 円 3.01 円
(12)	北九州地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前一丁目 6番16号	1.70 円 5.10 円
(13)	北九州地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.63 円 3.80 円
(14)	筑豊地区・カ ラー1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.91 円 3.50 円

(15)	筑豊地区・カ ラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前一丁目 6番16号	0.35 円 3.01 円
(16)	筑後地区・カ ラー 1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.39 円 3.68 円
(17)	筑後地区・カ ラー 2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビ ジネスソリューシ ョンズ株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多 区東比恵一丁目2 番12号	0.59 円 3.37 円
(18)	筑後地区・カ ラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前一丁目 6番16号	0.35 円 3.72 円

- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 入札公告日

平成27年12月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市鶴三緒字先ヤサシ1518番 1 、1518番 4 、1518番 5 、1518番 8 及び1535番 2 並 びに字七浦1608番 2 並びに嘉麻市山野字樋渡1207番

2 協議を行った者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7-7

福岡県

福岡県警察本部 総務部施設課 課長 西 智壽

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市前原1037番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市早良区野芥1-26-2

脇山 直幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 糸島市潤四丁目560番3、571番2、571番3、571番6、571番12、571番18から571番20まで及び579番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市潤三丁目19番10号

古家 宗則

公安委員会

福岡県警察本部告示第13号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法(平成18年3月福岡県警察本部告示第17号)の一部を次のように改正し、平成28年2月26日から施行する。

平成28年2月26日

福岡県公報 第3771号	表中 福岡県警察官A(男性)採用試験 福岡県警察官B(男性)採用試験 福岡県警察官A(女性)採用試験 福岡県警察官A(武道指導)採用試験 福岡県警察官B(女性)採用試験 福岡県警察官B(武道指導)採用試験	び試験種目別の得 点又試験種目別の第1 次試験についを志聞県のみを高間県のの、福岡県のの、福岡県のの、福田に、第2 で受験した第2次 試験についてした。 試験についてとなる。。)	合格発表日か ら1箇月間。 ただし、第1 次試験合格者 については、 最終合格発表 日から1箇月	県警察本部長 吉 総務部総務課情報 公開室	田	j正	福岡県警察官B(女性)採用試験 福岡県警察官B(武道 指導)採用試験 福岡県警察官C採用試験 、「合否発表の日から1箇月間」を「合否発表の日から1か月間」に改める。
29 平成28年2月26日 金曜日	職 福岡県警察官A(男性)採用試験 福岡県警察官A(女性)採用試験 福岡県警察官A(武道指導)採用試験 福岡県警察官B(男性)採用試験 福岡県警察官B(男性)採用試験 福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験	順位、総合得点及 び試験種目別の得 点又は可否		総務部総務課情報 公開室	問覧	l l	